

公 告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について小牧市に対し、意見書を提出することができる。

令和７年９月１７日

小牧市長 山下 史守朗

- 1 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画公園２・２・７７０号うたず西公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
小牧市大字北外山字外出
- 3 図書の縦覧場所
小牧市役所 東庁舎２階 みどり公園課
- 4 縦覧期間
令和７年９月１７日から令和７年９月３０日まで
（市役所閉庁日は除く。）